

評価・認定制度の全体概要（案）

I. 制度の位置付け

評価・認定は、申請に基づき行う任意の制度とする。

II. 評価・認定基準

1. 評価単位

法人単位とする。

2. 申請条件

- ① 事業許可取得後3年以上経過していること
- ② 自己評価シートの安全性に対する法令遵守事項に関する違反がないこと（資料2 別紙1「自己評価シート」参照）
- ③ 過去3年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第2号に規定する事故（以下「死傷事故」という。）が発生していないこと
- ④ 過去1年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第1号に規定する事故（以下「転覆等の事故」という。）又は悪質な法令違反による事故（以下「悪質違反による事故」という。※）が発生していないこと
- ⑤ 7.（1）①から③までに掲げる事由による認定の取消から3年以上経過していること
- ⑥ 7.（1）④及び⑤に掲げる事由による認定の取消から1年以上経過していること

※ 悪質違反による事故とは、飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠りにより生じた事故をいう。

3. 評価項目（資料2 別紙2「評価基準（案）」参照）

（1）安全性に対する取組状況

- ① 評価基準は、法令遵守事項よりも高いレベルのものとする。（上位事項）
- ② 法令遵守事項は、自己評価シートにより審査を行うものとし、記載内容に疑義がある場合は、申請事業者を確認するものとする。
- ③ 自己評価シートの審査において、法令違反が認められた場合、審査を中止し、1ヶ月以内の改善報告を求める。改善状況について確認できた場合、審査を再開し、確認できない場合は、行政に情報提供することとする。

（2）事故及び行政処分の状況（事業規模は考慮しない）

① 事故

過去3年間に死傷事故が発生しておらず、かつ、過去1年間に転覆等の事故

又は悪質違反による事故が発生していないこと。

② 行政処分

行政処分の累積点数による。

(3) 運輸安全マネジメント取組状況（事業規模を考慮する）

事業規模に応じ、評価基準を設定する。

(4) 環境への取り組みやサービス面の取り扱いについて

環境やサービス面の取組状況については、評価項目とせず、認定事業者を公表する際に、「アピール欄」等に記載できるものとする。

(例) グリーン経営認証を取得している。

環境対応車の導入割合が高い。

エコドライブを推進している。

4. 審査方法

書類審査及び訪問審査による。

5. 認定基準

① 各大項目における点数が基準点以上であること

② 合計点数が一定点数以上であること

6. 認定種別

A、AA の二段階評価とする。

(例) 合計点が 60 点以上で A、80 点以上で AA

7. 認定の取消（事業規模は考慮しない）（資料 2 別紙 3 参照）

(1) 認定の取消基準

下記①～⑤のいずれかに該当する場合、認定を取り消す。

① 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合

② 有効期間内に、死傷事故が発生した場合

③ 有効期間内に、死傷事故、転覆等の事故又は悪質違反による事故が発生したにもかかわらず、30日以内に実施主体に報告しなかった場合

④ 有効期間内に、車両停止以上の行政処分を受けた場合

⑤ A を有する事業者において、有効期間内に、転覆等の事故又は悪質違反による事故が発生し、(3) の再評価の結果、一定の基準点未満の場合

(2) 認定の取消の効果

① (1) ①から③までに掲げる事由により、認定が取り消された事業者は、取

消後3年間申請ができないこととなる。(2. ⑤参照)

- ② (1) ④及び⑤に掲げる事由により、認定が取り消された事業者は、取消後1年間申請ができないこととなる。(2. ⑥参照)

(3) 再評価

(1) ⑤に掲げる事故が発生した場合、当該事業者の希望により、事業者に対して再評価を行う。再評価の結果、一定の基準点未満の場合、認定の取消を行う。

8. 認定の格下げ(事業規模は考慮しない)(資料2 別紙3参照)

(1) 認定の格下げ基準

AAを有する事業者に、有効期間内に、転覆等の事故又は悪質違反による事故が発生した場合、その認定をAに格下げする。

9. 有効期間

2年間とする。

10. 更新時の取扱い

(1) 審査の簡略化

更新時における審査においては、簡略化を検討する。

(Gマークの例)

- ・ 「安全性に対する法令の遵守状況」及び「安全性に対する取組の積極性」の2項目について、評価の希望の有無を選択でき、評価を希望しない場合は、前回の評価点数を用いることができる。

(2) 更新時の有効期間の延長

更新による認定の有効期間については、延長することを検討する。

(Gマークの例)

- ・ 更新の有効期間を、初回は3年間、2回目以降の場合は4年間

Ⅲ. 評価・認定のための手数料

有料とする。

Ⅳ. インセンティブ

貸切バス事業者が評価・認定制度を積極的に活用するよう、インセンティブ措置を検討する。

(Gマークの例)

- ・ 違反点数の消去ー違反点数の消去期間を3年→2年に短縮
- ・ 保険料の割引ー損害保険会社の一部企業では、認定事業者に対し、貨物保険の保険料割引を適用

- ・ IT 点呼の導入 ー対面点呼を、テレビカメラなど一部国土交通省が定めた機器により代用可能
- ・ 補助条件の緩和ーCNGトラック等に対する補助について、最低台数要件を3台→1台に緩和

(他に考えられるもの)

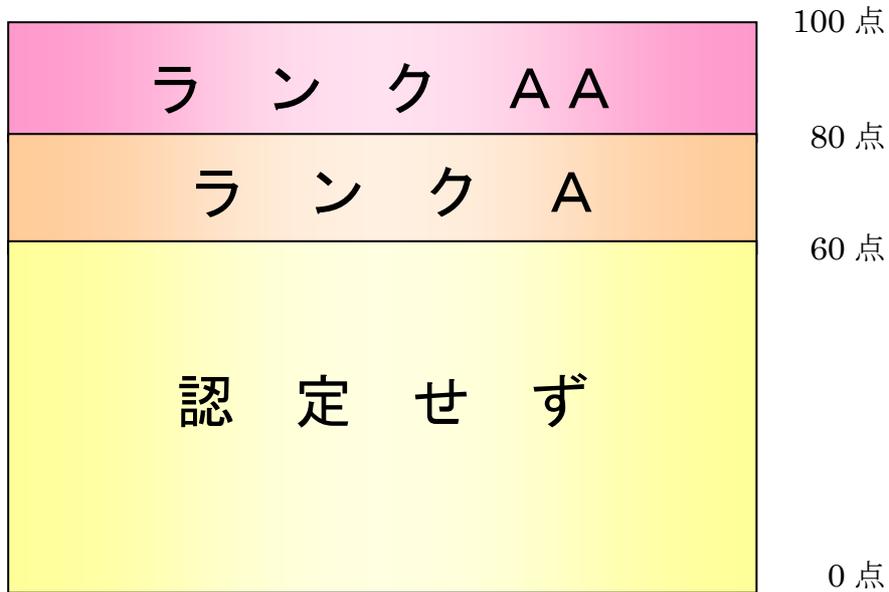
- ・ AA の認定を連続して複数回受けている者に対する更新回数明示(例:AA③)や、より上位の評価(例:AAA)の実施。
- ・ 長期間監査を行っていない事業者に対する巡回監査の延伸
- ・ 損害保険を活用したインセンティブ方策の検討

V. その他

実施主体は、一定期間ごとに、評価・認定の実施状況について、国へ報告を行う。
(申請事業者名、認定結果 等)

認定基準及び配点のイメージ

1. 認定基準のイメージ



2. 配点のイメージ

大項目	自己評価項目 (20点)		評価項目 (I. については上位事項) (80点)	
	配点	基準点	配点	基準点
I. 安全性	20点	20点	40点	10点
II. 事故・違反	/		20点 〔 事故 10点 違反 10点 〕	事故のみ 10点
III. 安マネ取組			20点	10点

注1. 基準点とは、各大項目における最低限必要となる点数である。

注2. 違反の点数は、配点一累積点数（配点を超える場合には0点）であるため、基準点は設定しない。